

「自家用発電所運転半期報」に係る記載要領

平成28年4月
(平成29年4月一部改正)

<発電事業者の報告について>

平成28年4月1日以降の電力システム改革により、平成27年度までは自家用発電所運転半期報の対象事業者であった事業者の内、一部の事業者において「発電事業者」として電気事業者に位置付けられたところです。

このことにより、平成28年度以降、自家用発電所運転半期報による報告か、電気事業者に義務付けられている発受電月報による報告か、事業者によっては混乱が生じているところです。

基本的な整理としては、発電事業開始届出において、「発電事業の用に供する発電用の電気工作物欄に記載している発電所については発受電月報」、「専ら自己の消費の用に供する発電用の電気工作物欄に記載している発電所については自家用発電所運転半期報」により報告くださるようお願いします。

また、「専ら自己の消費の用に供する発電用の電気工作物」欄に記載しながらも、余剰電力を電気事業者等へ送電している場合については発受電月報において報告くださるようお願いします。

- (1) 本半期報は、一発電所の最大出力が 1,000kW 以上であって、電気事業法第28条の3第1項に規定する「一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接に又は一般送配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電氣的に接続」に該当するもの(太陽電池発電設備及び風力発電設備を含む)について記載する(一発電所における原動力の種類が複数である場合は、当該原動力の種類ごとに記載する。)
- (2) 「住所」欄は、発電所所在地を記載する。
- (3) 「原動力の種類」欄は、水力、火力、原子力、新エネルギー等、その他の別を記載する。なお、火力については、汽力、ガスタービン、内燃力の別を、新エネルギー等については、風力、太陽光、地熱の別を、その他については、燃料電池等の別を記載する。
- (4) 「燃料の種類」欄は、石炭、歴青質混合物、バイオマス※、重油(A重油、B重油、C重油)、原油、ナフサ、天然ガス液、灯油、軽油、液化天然ガス、天然ガス、液化石油ガス、コークス炉ガス、都市ガス、混合ガス、転炉ガス又は高炉ガス等の別を記載する。

※「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」におけるバイオマスと同じとする。

- (5) 「最大出力」欄は、認可又は届出出力の合計値を記載する。
- (6) 「発電電力量」欄には試運転電力量を含めるものとし、試運転電力量を計上した場合は、その旨を欄外に注記する。
- (7) 「発電電力量」の項に〔 〕を付して再掲するバイオマス及び廃棄物に係る電力量は、次式により算出した電力量を記載するものとする。

$$\text{発電電力量(kWh)} \times \frac{\text{バイオマス又は廃棄物の発熱量}(10^3\text{kJ}) \text{ (バイオマス又は廃棄物の「消費量} \times \text{発熱量」)}}{\text{消費燃料総発熱量}(10^3\text{kJ}) \text{ (各燃料種別ごとの「消費量} \times \text{発熱量」の合計値)}}$$

また、バイオマス及び廃棄物に係る電力量の算出にあたり、事業者において発熱量を測定しない場合は、標準値を採用して算出することができる。その場合の標準値は、総合エネルギー統計において使用するエネルギー源別標準発熱量とする。

- (8) 「所内及び損失電力量」欄は、当該発電所で発電した発電所（又は変電所）の運転に必要な電灯及び動力に使用する電力量と送配電に係る損失電力量との合計値を記載する。
- (9) 「電気事業者等への送電電力量」欄について、当該電力量が複数の発電所に係り、個別の発電所ごとに数値が把握できない場合は、該当発電所の発電電力量で按分してそれぞれの発電所の欄に記載する。「その他事業者」欄の例としては、日本卸電力取引所を通じた売電電力量、オンサイト発電事業者として他者へ供給した電力量などがあります。
- (10) 「自家消費電力量」欄の電力量は、「発電電力量」欄の電力量から「所内及び損失電力量」欄及び「電気事業者等への送電電力量合計」欄の電力量を差し引いたものとする。（自家発電設置者が自己託送として送電した電力量及び電気事業法第27条の3第1項第1号に基づき供給した電力量は、「自家発自家消費電力量」欄を含む）。
- (11) 「合計」欄には、当該期に係る実績の合計値を記載する。
- (12) 該当しない期に係る欄については、省略することができる。
- (13) 「出力変更の要因」欄については、出力変更ごとにその要因（新設、増設、廃止、出力変更）及び変更年月日を記載する。
- (14) 「運転停止期間及び停止理由」欄については、発電機の運転停止期間を日単位まで記載するとともに、運転停止の理由については、定期事業者検査等、事故（故障を含む）、その他の別を記載する。〔(例)4月10日～5月6日、1号機定期事業者検査等〕